

## 学生相談室における修学支援の実践と課題について

重橋 史朗<sup>1)</sup> 吉川昌子<sup>2)</sup> 岩下倫子<sup>3)</sup> 足達咲希<sup>4)</sup>

### Practices and issues of study support for students with disabilities in the student counseling room of the university

Fumio Jubashi Shoko Yoshikawa Michiko Iwashita Saki Adachi

#### 【問題と目的】

##### 〇はじめに

我が国でも大学等に在籍する障害学生数が年々増加しており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増している。一方、平成26年2月19日には障害者権利条約が我が国において発効し、平成28年4月には障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行され、国公立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、私立の大学等では障害者への差別的取扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となり、適切な対応が必要となった(独立行政法人日本学生支援機構 HP)。

##### 〇障害者差別解消法

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された。このなかで「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮」について規定された。

**不当な差別的取扱いの禁止：**この法律は行政機関などや民間事業者は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、サービスの提供の場所や時間帯を制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりすることを禁止している。

**合理的配慮：**合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のことである。日本では、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法において、事業者に対して合理的配慮の提供義務が課された。

#### 大学内での「合理的配慮」としての取り組み

国公立大学では「不当な差別的取扱い」「合理的配慮」とも義務とされている。私立大学では「不当な差別的取扱い」が義務、「合理的配慮」が努力義務とされている。障害学生が増加している現状がある中で、私立大学も努力義務とはいえ適切な合理的配慮を行うことができる体制を構築することが重要である。

大学における合理的配慮についてさらに見てみると、合理的配慮は「本人の意思の表明」「過度な負担になりすぎない」という二つの条件があり、『大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの』であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの』」されている。

「本人の意思の表明」を元に支援を行うため、意思の表明があるまで準備が必要ないということではない。意思の表明を受けた時に対応できるような体制構築が大学には求められている。一方で、学生の中には、自分の障害に気づいていないケースや、気づいていても障害を受容できていないケース、障害を受容していても支援を受けられることを知らないケースが見られる。相談窓口に関する学生への周知など、学生が障害について適切に知り、支援につなげることでできる体制の整備が求められている。

「過度な負担になりすぎない」という点については、様々な要素から個別のケースごとに判断する必要がある。過度なケースに当たると判断された場合は、合理的配慮の不提供には当たらない、しかし、障害のある学生に対し、その

執筆者紹介：<sup>1)</sup> 中村学園大学教育学部児童幼児教育学科 講師 重橋史朗 <sup>2)</sup> 同 教授 吉川昌子 <sup>3)</sup> 中村学園大学 学生相談室カウンセラー岩下倫子 <sup>4)</sup> 同ソーシャルワーカー足達咲希 別刷請求先：〒814-0198 福岡市城南区別府 5-7-1



## 気になる学生の見立てポイント

### 1、アンケート項目毎の様相の特徴・エピソードと背景病理

#### ①～③ ADHD (注意欠如・多動症) 傾向

不注意、物忘れ、集中力欠如、自己管理↓、スケジュール管理↓

- ・学生証、家の鍵、定期券等を何度も失くす
- ・衝動的、よく事故にあう、怪我をする
- ・部屋や机の上が片づけられない
- ・書類の整理、分類ができない
- ・同じ失敗を何度も繰り返す

#### ⑥～⑧ SLD (閉局性学習症) 傾向

学力の極端な偏り(読み書き、暗記、計算等)、低理解、低学力

- ・レポートが書けない、書写ができない
- ・暗記ができない、単語が覚えられない
- ・計算を間違え、文字を間違え、反転する
- ・逆に、上記の何かだけが突出して出来る
- ・学力が科目や内容によってアンバランス

#### ④～⑤ ASD (自閉スペクトラム症) 傾向

対人関係困難、自己中、自閉傾向、こだわり↑、過剰反応、対応が極端、アンバランス

- ・ゼミなど人と交流するのを避ける
- ・自分の関心のあること以外はしない
- ・注意、指導すると逆にキレる、スルーする
- ・思いがけないことに対応できずパニックになる
- ・喋らない、または周囲を気にせず喋り過ぎる

#### ⑨～⑩ MD (精神障害) 傾向

精神的症状(気分障害：うつ、神経症：強迫、不安、無気力、トラウマ、二次障害 愛着 他)

- ・外出できない、教室に入れない、ゼミに来ない
- ・いつも体の調子が悪いと訴える
- ・気力がわかない、ぼうっとしている
- ・逆に動きすぎる、ハイテンション、感情的
- ・自分に自信がなく何事にも否定的

※上記の特徴は明確に区別されるものではなく、グラデーション状に重複している場合が殆どです。思い当たる点がありましたら、複数の番号をご記入ください。

### 2、修学相談の背景にある、問題傾向・行動別解説

#### 無気力・主体性欠如

- (A)目標喪失型:真面目で頑張り屋の不本意入学、置き、あきらめ、意欲喪失
- (B)流され型:「とりあえず大学へ、親や教師に言われて」出席・成績不振、低単位、何年も長期化、改善意欲も低い
- (C)低学力型:基礎学力が低く、授業内容について行けない、読み書きや理解が悪く勉強の仕方がわからない

#### 回避・依存傾向

- (A)回避(自立遅延):親の過保護・過干渉 教職員にいつも自分を見てほしい、いちいち報告に来る、気を引くまねをする  
※本来回避は、問題に直面化することを避ける防衛機制 自立を回避するためのモラトリアム期間になっている
- (B)依存傾向:母子固着による自主性の芽生え、自分でなくても誰かがやってくれる他力本願思考、将来への不安大きい

#### 登校困難・出席困難

- (A)身体的要因:睡眠困難、不眠症、朝が起きられない(起立性障害)、自律神経失調症、免疫系疾患、等
- (B)心理的要因:対人不安、強迫症状、社交不安、抑うつ状態、気分障害、不安症状
- ・見立て 元々大人しく人との関係が苦手、人の多い場所、圧迫感のある場所、長時間接けられない等に不応を起す  
逆に、頑張りすぎる時と動けない時の差が激しい、対人関係にストレスを感じやすく、感情の起伏大、気持ちが折れやすい等

#### 摂食困難(過食・拒食)傾向

- 10～20代女性に多い 反復・習慣化
- (A)社会的要因:覆せていることが美しいと賞賛される風潮
- (B)心理的要因:性格や考え方の影響が大⇒完璧主義、頑固、真面目、他者評価を気にする、自尊心の低さ、思考の固さ
- ・生育環境⇒親が過保護・過干渉または厳格・支配的と両極端
- ⇒見立て 急に体重が増減する、顔色や髪の色艶がない、夏でも腕や足を出さない服装、頑張りすぎる傾向
- ⇒対処 弱音を吐ける、相談できる人がいるか、声をかける

#### 感情抑制困難・素行不良傾向

- ◎キレやすい学生:コミュニケーションが苦手(感情を言葉で表現できない)、感情の起伏が激しい、攻撃性、暴怒性被害者意識、他責的思考、私は悪くない、周囲は振り回される心理状態・・・いつもストレスフル状態、些細な負荷で暴発
- ◎集団での過度な行為表現:拒絶的、反抗的、挑戦的傾向
- いじめ、登壇、威嚇、故意で執拗な悪意、反社会性行動
- ハイテンション、常に苛立ち、神経過敏、過剰反応
- ※重症はADHD、情緒障害、愛着障害、素行障害の場合あり

#### コミュニケーション能力欠如

- ・考えや感情を、言葉ではなく行動(暴れる、大声を出す、目つき、無視など)で表現する、曖昧な表現をする、または表現しないため誤解が生じ、関係性がこじれ対等な関係が保てない
- ・相手の気持ちを読む、慮ることが難しいため、潤滑な相互関係が持てず、周囲から浮き孤立する
- ⇒対処として、学生の思い込みやこだわりを振り回されず、対処行動をルールとして説明する
- ・自分の性格特性を理解し、改善する指針を明確に持たせる

最初は修学支援 ⇨実は・・・◎精神疾患や発達障害を抱える学生が多い  
⇒気になる学生への多面的な見立てが、適切な支援につなぐ契機となります

図2. 気になる学生アンケート：見立てのポイントについて

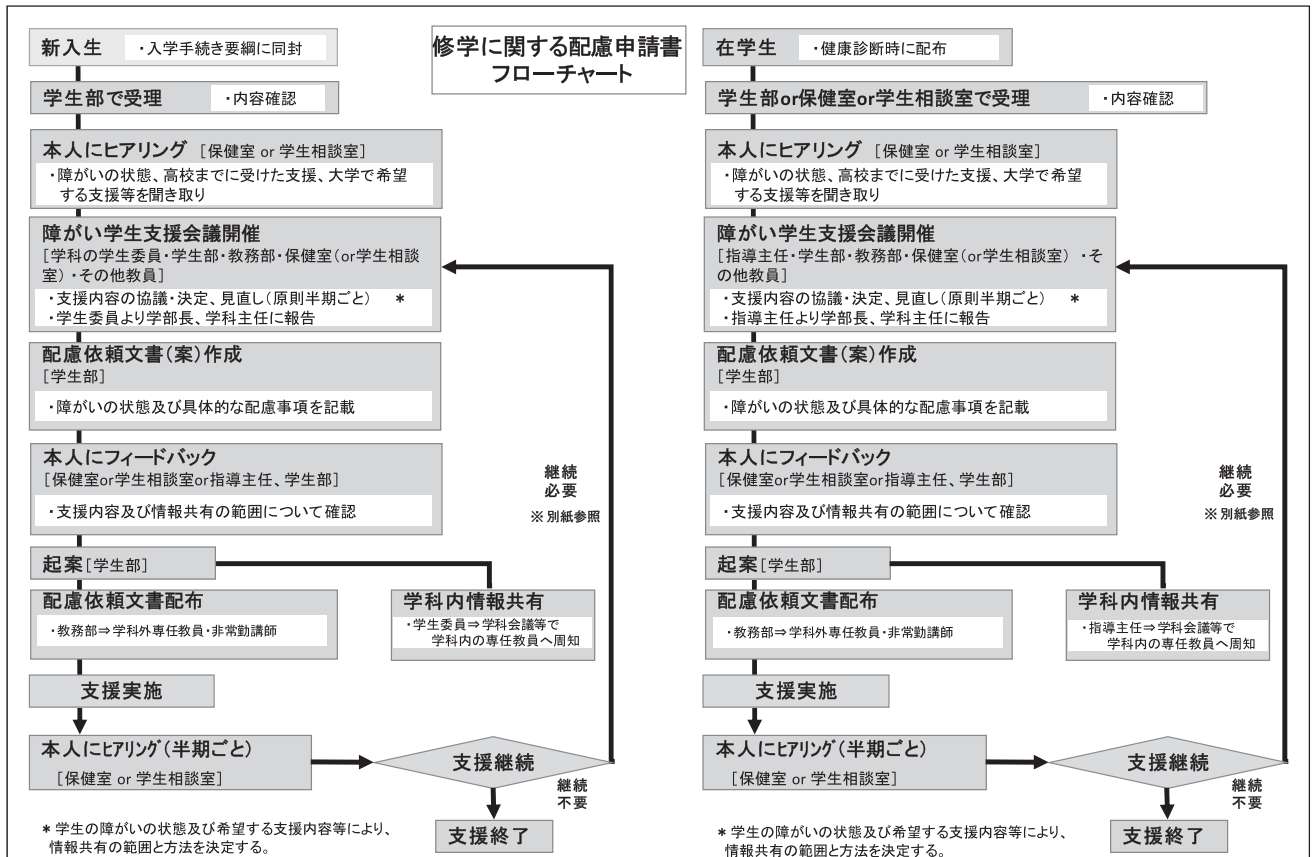


図3. 修学に関する配慮申請書フローチャート(新規：左新入生・右在學生)

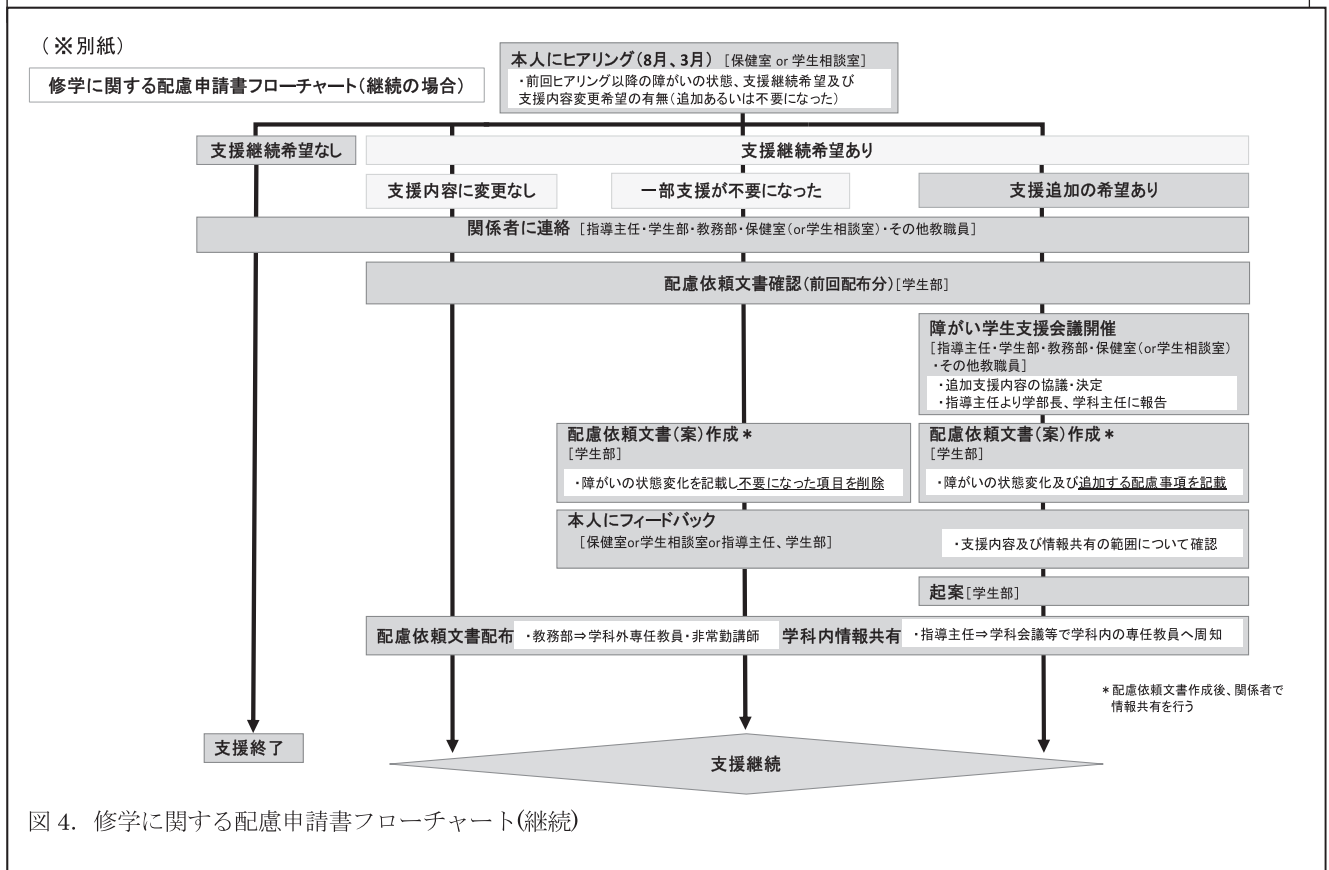


図4. 修学に関する配慮申請書フローチャート(継続)

害学生の修学支援」についての研修会を行った。  
 気になる学生についてのアンケート (図 1. 2.)

2017 年より、気になる学生 (発達障害等が疑われる学生) について、教職員の理解と見立てのポイントを提示して、関わる学生の中で当てはまる学生についてアンケートに答えてもらい、学生相談室との学生についての情報提供と共有を図っている。学生本人が承諾すれば学生相談室でのカウンセリングや後述の「修学支援申請」に繋げている。

「障害学生の修学支援」研修会

本学の教育改革支援制度を活用して、2018 年、2019 年に京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルーム高等教育アクセシビリティプラットホーム特定准教授、チーフコーディネーターの船越高樹による「障害学生支援」の研修会を教職員に向けて行い、相談室で行っている「障害学生の修学への配慮」についての理解と協力についての啓発を行った。

修学に関する配慮申請の流れ

障害学生が修学支援を受けるためには、合理的配慮を求める意見表明をする必要がある。大学での学業等の困難さが「障害」がある故との認識をもって、学生部の窓口、保健室又は学生相談室にて申請を出すことができる。図 3. 4. 修学に関する配慮申請書フローチャート (学生部作成) を参照。修学支援の配慮を得るためには、専門家 (主治医) の診断書等の準備、困っている現状を訴えることや、具体的な合理的配慮の内容を申請書に記述する必要がある。

【結果と考察】

気になる学生アンケート

このアンケート結果の詳細については、学生相談室運営委員会 (学生委員) にて報告され、各学部・学科ごとに情報が共有されるように配布し、気になる学生について学生相談室と教員との情報共有や連携をお願いした。

アンケートに挙げられた気になる学生は、教員の場合、欠席や遅刻、課題提出の期限を守れない、遅れる、課題自体が提出できない等、授業に関わるものが多く、職員からは約束等が守れない、窓口での対応が困難、説明が理解できていない等、大学生活への困難が多く回答されていた。

「障害学生の修学支援」研修会

[内容]

①2018 年度研修会

・日時 2019 年 1 月 17 日 (木) 17:30~19:00  
 テーマ

「高等教育機関における障害学生支援体制整備の意義」

演者：船越高樹氏 (京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルーム高等教育アクセシビリティプラットホーム特定准教授、チーフコーディネーター)

②2019 年度研修会

・日時 2019 年 12 月 26 日 (木) 11:00~12:30  
 テーマ

「高等教育機関における障害学生支援の実際」

演者 船越 高樹 氏

(京都大学学生総合支援センター障害学生支援ルーム高等教育アクセシビリティプラットホーム特定准教授、チーフコーディネーター)

これら 2 つの研修会を行うことで、合理的配慮の必要性、障害学生への就学支援の必要性が教職員と共有されたと思われる。講演会へのアンケートには、さらに「実習・就職への支援について知りたい」等の要望があった。

修学配慮申請のプロセス

学生相談室にて配慮申請を行おうとする学生は、主に発達障害や神経症、うつ等の精神的疾患のある場合がほとんどであった。彼らは自分の現在の状態を正確に認識すること、そのことを他者に説明することについては困難なものが多く、合理的配慮を獲得するまでに様々な困難があった (表 1. 参照)。

表 1. 修学に関する配慮申請：相談室でのプロセス

段階	内容	具体的活動・支援
0	申請前 相談室利用学生で要支援学生への申請のすすめ	教職員からの紹介等 「気になる学生」の個別面談から専門機関への受診・診断のすすめ 修学支援の必要性の説明
1	受理 学生部・保健室・学生相談室で受理	申請のメリット・デメリットの説明 (インフォームドコンセント) →指導主任・学生部等との連携： 守秘義務の確認
2	ヒアリング [保健室 or 学生相談室] 本人にヒアリング (半期ごと)	アセスメント 障がいの状態、高校までに受けた支援、大学で希望する支援等を聞き取り ニーズの把握→支援内容の提案・検討・協議
3	申請書の作成の支援 準備物・本人サイン・保護者サイン	保護者との連携 専門機関との連携 (診断初頭の確認) 学内連携・情報共有の範囲の確認
4	障がい学生支援会議 支援内容の協議・決定、見直し (原則半期ごと) 参加・説明・助言	本人の代弁 専門家としての説明・助言 学内連携・情報共有の範囲の決定
5	フィードバック 本人へのフィードバック・支援内容及び情報共有の範囲について確認	支援会議の決定事項の説明と承認 (同意)
6	支援実施後 支援実施モニタリング	個別支援 ピアスタッフによるグループ活動 教職員とのコンサルテーション 支援ネットワークの構築

0 申請前：特にこれまで発達障害があることに気づいていなかった学生の場合、修学面での「困り感」に乏しく、これまでの経験から「自分の努力不足」や「自分の性格の欠点」と捉えていた。また、医療機関での受診への抵抗が強いことから、なんとなく自らの発達の偏りに気づきながらも申請へつなげることが困難であった。

1 受理 (配慮希望の申請) : 申請することで学習面でのサポートが得られ修学がスムーズになるメリットに対して、自分の障害・疾病を関わる教職員に向けて周知すること。合理的配慮はすべて希望通りにはならないこと(過度の負担には応じられないこと)を伝え、同意を得た上で受理される。受理された段階で、指導主任へ申請がされたとの情報が提供されるが、この時点で指導教官は当該学生の秘密を守る義務(守秘義務)が発生することや、学部・学科での連携した支援を行うことを確認する必要があった。

2 ヒアリング : これまでの相談を通じて、本人の「困り感」への気づきや意識化すること、自己理解を促してアセスメントを行い、本人の修学時のニーズを明確にする必要がある。このニーズに基づいた支援内容について提案し学生本人との検討・協議を行った。

3 申請書作成の支援 : 申請書は本人による自筆のものと決められているため、ヒアリングによるアセスメント、ニーズの明確化をもとに学生本人と検討・協議した支援内容についての記入の支援や主治医による診断書の準備、保護者による同意のサインと押印が必要である。AD/HD の学生の場合、面談の約束や書類(申請書、診断書等)忘れ、印鑑・押印の不備等による申請の遅れが顕著であった。また社交性不安障害やうつ状態の学生の場合は、大学に来ること自体が困難であり、申請書の様式書類を窓口に提出するまでにかかなりの期間を要した。

4 障がい学生支援会議 : 基本は指導主任と学生部担当職員、教務部担当職員のメンバーで申請された配慮事項について検討を行った。その中で専門家として本人の状態、障害・疾病についての説明を行い、当該学生の配慮・支援の必要性についての理解をはかった(代弁を行った)。

5 フィードバック : 4 障がい学生支援会議で決定されたことについてのフィードバックを行った。会議で了承された配慮事項とその範囲、了解を得られなかった事項、特に講義内容によって配慮が認められる場合と認められない場合があるため、学生の混乱が無いように伝える必要があった。会議の決定事項について、承認(同意)を得て、学部・学科への配慮事項の周知となる。

6 支援実施後 : 申請者の多くが学生相談室にてカウンセリングを受けており、実施状況についてのモニタリングとなっている。また、学生が卒業・就労等、社会的な自立に向けて個別の特性に合わせた支援(主に発達障害学生への発達支援 : SST ソーシャルスキルトレーニングや LST ライフスキルトレーニング等)も行っている。これらの経過を確認しながら、半年後の継続申請に向けた修正等を行った。

**修学支援の実施**

申請者数は開始した 2018 年度から 2020 年度の 9 月 1 日までのものであり(表 2. 参照)、初年度の申請者数は 9 名いたものの、2020 年 9 月 1 日現在では 3 名が退学している。修学支援をスタートした時点ですでに「うつ状態」により学校に来ることが困難な状態であった。また 2019 年には 2 名がこの制度を活用して卒業している。1 名は一

般就職をしており、もう 1 名は卒業後、就職を目指して治療に専念している。

表 2. 申請者数

2020/9/1現在		
年度	申請者数	継続者数
2018	9	
2019	9	6
2020	5	12
卒業生 2 名・退学者 3 名		

申請した者の「診断別」の内訳を表 3 で示している。発達障害では AD/HD(注意欠如・多動性障害)、ASD(自閉症スペクトラム)、AD/HD と ASD の重複であった。不安神経症等では社交不安障害が 4 名、パニック障害が 1 名であった。うつ等では、抑うつ状態が 5 名と最も多く、双極性障害と診断されたものが 2 名であった。最後に摂食障害群では摂食障害(拒食)と神経性無食欲症が各 1 名であった。

表 3. 診断別申請者数

2020/9/1現在		
診断		人数
発達障害	ASD	3
	AD/HD	4
	ASD・AD/HD	3
不安神経症等	社交不安障害	4
	パニック障害	1
うつ等	うつ状態	5
	双極性障害	2
摂食障害	摂食障害	1
	神経性無食欲症	1
※重複あり		

配慮申請に記述された、学生の現状と配慮希望についてまとめたものが表 4. である。

**発達障害** : 発達障害の場合は、その障害特性により、不注意による課題忘れや聴覚情報処理(聴覚記憶)の苦手さから課題忘れが目立つ。配慮申請には課題等の重要事項を視覚化して提示することが要請された。また 2020 年度は新型コロナの影響により WEB 授業が行われ、また途中より対面授業が並行して行われたことから、学習環境が大きく変化して、柔軟性や変化への対応が苦手である発達障害学生の混乱している状況が分かった。これらの授業形態の多様化に対して学習がルーティン化されるまでの支援が必要であった。

**不安神経症等** : ほぼ全員が対人面での不安を抱えており、

表 4. 配慮申請書に書かれた現状と配慮希望(障害種別)

診断		現状	配慮希望内容
発達障害	ASD	見通しを持った行動が困難(物忘れが多い、スケジュール管理ができない等) 社会的文脈の理解が困難(状況が読めない) 口頭での指示では理解が生じやすい 授業での自主的(自由)なグループ作りに入れない	課題の提出等や授業中の指示は紙面等として視覚化する わからない事を相談してきた場合、視覚的な支援や具体的な言葉かけを行う 授業でのグループ分けは、講師が具体的に指示をする 相談室にてSST(ソーシャルスキルトレーニング)を行う 相談室にてスケジュール等を一緒に確認する
	AD/HD	周囲の話し声や音が苦手(聴覚過敏)により疲れて朝起きれないため、遅刻・欠席が多い 口頭での指示では聞き漏れや聞きそびれが多い 課題提出を忘れてしまう/守れない 課題の期限等の見通しが立てられない スケジュール管理が困難、優先順位がわからない 薬の副作用により「吐き気」がある	授業中の耳栓の使用を許可する 休んだ授業の資料等を後日配布して授業内容の静寂保障を行う 課題内容や期限、注意事項等は板書等の視覚化を行う 課題の量や時間の目安、途中経過の確認を行う 授業中の離席を許可する スマホによるスケジュール入力をその都度行わせる等
	ASD・AD/HD	書き取りが遅くて板書や課題が追いつかない 伝えたいことが伝わらない 友人関係でトラブルになりやすい(不用意な発言等) オンラインの活用が困難(できるのに時間がかかる) 対面とWEB授業、WEB授業でもTeams かZOOMかUNIPA かわからない	課題提出期限の延長を行う 書き取り/聞き取りの時間を設ける。 相談室にてSST(ソーシャルスキルトレーニング)を行う PC等の利用やWEB授業の受け方について指導を行う WEB授業の課題の提示はUNIPAに必ず掲示する
不安神経症等	社交不安障害	周囲の視線やコミュニケーション時の反応に敏感になる。 集団行動が苦手を感じる。 完璧に仕上げないと課題提出ができない。 長時間教室内にいると不安が高くなり、過呼吸や動機、冷や汗が出る。 グループワークやペアワークに自分から入れない。 大人数の前での発表が困難である。 対人への不安・恐怖のため授業を受けられず欠席に。 学外実習に出ることが不安。	休んだ授業の資料等を後日配布して授業内容の静寂保障を行う。 課題の提出等があれば、提出期限の延長を行う。 授業中の保健室やトイレへの離席・退席を認める。 離席・退席の場合も、資料の後日配布や課題期限の延長を行う。 離席・退席のために、座席指定の場合出入り口付近の座席とする。 個別に、または柔軟(VTRによる発表等)に発表の機会を設ける。 ※欠席時に課題提出をもって出席として扱ってほしい。 実習先への配慮をお願いする
	パニック障害	定期試験が不安になり、呼吸ができなくなる。動機が出る	別室受験を行う/追・再試験を受けられるようにする
うつ等	うつ状態	集団や他者の視線や足音に恐怖を感じて、教室に入れない、さらに家から出ることができないことから長期欠席となる 朝起きれないため、遅刻や欠席となってしまう 睡眠のコントロールができない(服薬の副作用等もある) 集中力が欠け、板書等が間に合わない 疲労から集中力が欠け、口頭の指示など耳から情報を聞き取るのが困難になる 気分の落ち込みが激しく、気力がわかない 疲労から情緒不安定になる場合がある	教室の座席の配慮、出入り口付近の座席を確保する。 (いつでも出られると思うと楽になる) 遅刻、欠席の場合は配布資料等があれば後日配布して授業内容の静寂の保障を行う 欠席時、可能であれば代替レポート提出にて出席扱いにする 課題提出ができない場合、期限の延長を認める うつや睡眠障害による遅刻や欠席について理解してほしい うつや睡眠障害による注意力・集中力の低下を理解してほしい 不調時の保健室利用のため授業中の離席・退席を認める クールダウンする時間を取ってほしい
	双極性障害	長時間、授業を受けることができない 遅刻や欠席が多い	保健室利用のため授業中の離席・退席を認める 遅刻、欠席の場合は配布資料等があれば後日配布して授業内容の静寂の保障を行う
摂食障害	摂食障害	体調不良のため、長時間、授業を受けることができない 入院のため長期欠席となりやすい 集団での会食が困難である	不調時の保健室利用のため授業中の離席・退席を認める 遅刻、欠席の場合は配布資料等があれば後日配布して授業内容の静寂の保障を行う 課題提出ができない場合、期限の延長を認める 欠席時、可能であれば代替レポート提出にて出席扱いにする 課題提出ができない場合、期限の延長を認める 集団での会食時に個別の配慮を行う
	神経性無食欲症		

教室に入ることや、グループワークによる活動に苦痛を感じている現状がわかった。グループを作ることやグループに入ること自体の配慮が必要である。また不安が高まると過呼吸発作や動悸、冷や汗などの身体症状も起こり易いことから、教室に入りやすい工夫（いつでも教室から出ることができる座席の確保）が必要であった。またパニック障害では、テスト時のストレスのために別室受験を希望していたが、テスト期間中の教室と試験監督の確保が困難であり、再試験の少人数の中でどうにか対応を行った。この群では、2020年度の新型コロナによるWEB授業は、安心できる空間（自宅・自室）で自分のペースで行えたことから、課題提出による出席の確保が良くなされたように感じる。しかしながら対面授業が始まると、そのペースが崩れ、元の状態に戻っていたようである。

うつ等：不安神経症群と同様な傾向を示しているが、さらに障害が重く、睡眠障害を伴うものも多く、服薬の副作用も含めて困難な状況がうかがえた。彼らの要望もまずはうつ状態（合わせて睡眠障害）についての理解を求めていることから推察される。疲労からの集中力・注意力の低下による課題忘れや遅れ、欠席や遅刻への配慮・支援の在り方自体が問われているように感じられる。今回の新型コロナ禍の中で、WEB授業による安心できる空間（自宅・自室）で自分のペースで授業にとりくめたことは、授業への出席の取り扱いについて、教員側にも多様な考え方、あり方を提起したように思われる。

摂食障害：この群では、摂食困難（栄養が不足している状態）が原因の体調不良の問題があり、保健室との連携が欠かせない状況であり、不良時の保健室へのスムーズな移動のために教室の座席の位置についての配慮は重要である。また本学は栄養士を養成する大学であり、「食」についてのこだわりのある学生が多いことから、今後食に関わる障害・疾病の問題を抱えた学生のニーズが高まることが予想される。

#### 【まとめと今後の課題】

大学等において提供すべき合理的配慮の基本的な考え方は、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように修学機会を確保することであり、学生が得られる機会への平等な参加を保障する配慮である。

しかしながら、発達障害や精神的な疾患の場合、自らの障害や困難に対しての理解に乏しく、そのことを他者に説明し、支援を求めることがさらに困難であること。近年の日本の「自己責任論」も自分から支援を求めることにプレッシャーをかけている場合もある。

保護者等の抵抗から、「受診」「障害の診断」につながるできない学生も多く、自己理解と教育を正当に受ける権利が侵害されている状態である。

また申請から配慮が実施されるまでに時間がかかることが挙げられる。講義へ出席できない、課題が出せないことから留年や退学へとなり、特に初年度に申請した9名のうち3名が退学となってしまったことは、入学後すぐ

に対応できなかったため、欠席がかさみ単位の取得ができず留年を繰り返して、学習への意欲や自己肯定感も低下している状態にあったためと思われる。発達障害等の学生は、申請のプロセスからもわかるように申請の手続きをスムーズに行えない。また、学生がやっと専門医への受診を受け入れても、発達障害を専門とする病院は予約待ちでいっぱいであり、受診できても診断が出るまでに時間を要することも多い。申請が終わるころには、欠席回数は限度を超え、課題提出が期限を過ぎてしまう、課題が溜まって、本人の許容量を超えてしまうことが起きている。

現状で行える対策としては、修学支援申請する届出を受理した時点で、正式な決定が出るまでの間、何らかの教育的配慮が受けられる仕組みが必要である、しかしながら、これらの問題の本質的な解消のためには、診断書の代わりとなるもの（心理士による検査結果等によるアセスメント）も可能である。しかしながら学生相談室では、他の心理相談面接も行っているために修学支援に専念できない状況である。合理的配慮の基本的な考え方である、修学機会を確保することを達成するためには、できるだけ早期に障害学生の修学支援に専念して行う部署と専門家の配置が急務である。

#### 参考文献

- 独立行政法人日本学生支援機構 編著『合理的配慮ハンドブック\_障害のある学生を支援する教職員のために』
- ジアース教育社 2019
- 重橋史朗 幼児教育・保育の場における合理的配慮の課題
- 教育と医学 2018年11月号 2018
- 重橋史朗 生涯発達の視点による支援 教育と医学 2012
- 年12月号 2012
- 西村修一・久田信行 著 知っておきたい！教師のための
- 合理的配慮の基礎知識 明治図書 2018

#### 【謝辞】

□これまで障害学生の修学支援に関わっていただいた指導主任をはじめとする教職員の皆様、学生相談室インテーカーとして本事業をコーディネートしていただきました福田様、そして修学支援の体制を構築し相談室のバックアップをしていただきました学生部の皆様に深く感謝いたします。